

○守山市LED防犯灯設置補助金交付要綱

平成11年 2月23日

守山市告示第15号

(趣旨)

第1条 市長は、犯罪を予防し、市民の身体、生命および財産を犯罪から保護するとともに、犯罪による被害を軽減し、もって市民社会の安寧秩序を保持し、犯罪のない明るい地域社会づくりに寄与するため、守山市防犯灯設置規程(昭和55年守山市告示第52号。以下「規程」という。)第3条第1項に規定する自治会が行うLED防犯灯の設置に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、守山市補助金等交付規則(昭和53年守山市規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金は、規程第2条に規定する第1種の防犯灯に限り交付するものとする。

(補助率等)

第3条 補助率等は、別表のとおりとする。ただし、補助金額を算出する場合において、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請にかかる申請期日は、毎年度2月末日までとし、申請書に添付する事業計画書および収支予算書は、別記様式第1号によるものとする。

(実績報告)

第5条 規則第11条に規定する実績報告書にかかる添付書類は、別記様式第2号および領収書の写しとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この告示は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 規則第16条第2項に規定する検証期限は、令和8年3月31日とする。

付 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、平成24年6月19日から施行する。

付 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

事業区分	補助率	補助限度額
新しく支柱を建てLED防犯灯を設置する場合1灯につき	2分の1	45,000円
既設の支柱等にLED防犯灯を設置する場合1灯につき	2分の1	25,000円

別記様式第1号(第4条関係)

事業計画書

順位	区分	電柱等の種類および 番号	設置 箇所	工 事 費	補 助 金 額
1	新設柱 既設柱			円	円
2	新設柱 既設柱			円	円
3	新設柱 既設柱			円	円
合計				円	円

添付書類

- 1 位置図
- 2 見積書の写し

収支予算書

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
市補助金	円	工 事 費	円
自治会資金	円		円
合 計	円	合 計	円

様式第2号(第5条関係)

実績報告書

順位	区分	電柱等の種類および 番号	設置 箇所	工事費	補助金額
1	新設柱 既設柱			円	円
2	新設柱 既設柱			円	円
3	新設柱 既設柱			円	円
合計				円	円

事業決算書

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
市補助金	円	工事費	円
自治会資金	円		円
合 計	円	合 計	円

別記様式第 1 号(第 4 条関係)

様式第 2 号(第 5 条関係)